

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地			
ユマニテック看護助産専門学校	平成5年12月27日	尾崎 郁子	〒510-0067 三重県四日市市浜田町13-4 (電話) 059-353-4318			
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地			
学校法人みえ大橋学園	昭和27年9月19日	大橋 正行	〒510-0067 三重県四日市市浜田町13-29 (電話) 059-353-4318			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士		
医療	医療専門課程	看護学科	平成5年文部科学省 認定	—		
学科の目的	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき、看護師に必要な知識・技術を修得させ、あわせて社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。					
認定年月日	平成〇年〇月〇日					
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技
3	98単位	75単位	講義単位数に	23単位	0単位	0単位
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人	224人	0人	13人	71人	84人	
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価			
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏季:8月1日～8月31日 ■冬季:12月26日～1月5日 ■学年末:3月31日		卒業・進級 条件			
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 学生保険制度 各種奨学金制度		課外活動			
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和元年度卒業生) 病院 ■就職指導内容 病院奨学金制度を設定しており、学生が就職を希望する関係 病院との連絡(病院見学の連絡、就職試験の連絡)等を行 い、就職先が決定するまで指導を行う。 ■卒業生数 55 人 ■就職希望者数 49 人 ■就職者数 49 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 89 % ■その他 ・進学者数: 5人 (令和 元 年度卒業生に関する 令和2年5月1日 時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3 ■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 90点以上を「A」、89～80点を「B」、79～70点を「C」、69～60 点を「D」とし、59点以下を「E」として不合格とする。「D」以上 をもって合格とする。 卒業認定は卒業判定会議にて下記事項について、全て満た しているかを審議し、判定する。 ①各科目、規定時間の3分の2以上を出席している ②各科目、成績評価基準に達している 各学年で履修すべき科目の試験を実施し、各科目における 知識や技術の習得度を測り、60点以上の成績を修める。 ③学費納入が完了している ■課外活動の種類 体育祭 ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他(民間検定等 (令和元年度卒業生に関する令和2年5月1日時点の情報) 資格・検定名 種 受験者数 合格者数 看護師国家試験 ② 53人 48人 ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③の いずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得する もの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			
中途退学 の現状	■中途退学者 18 名 平成31年4月1日時点において、在学者224名(平成31年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において、在学者206名(令和2年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 学業不振、進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 個人面談、保護者への連絡、スクールカウンセラー制度		■中退率 8 %			
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有・無 ※有の場合、制度内容を記入 看護学科入試別奨学金制度、看護学科同窓会奨学金制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 ■民間の評価機関等から第三者評価: 有(無) ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)					
第三者による 学校評価	ホームページ http://www.humanitec-nmc.jp/					

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱わず)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

看護学科は、看護師の養成を行っているが、質の高い専門家の養成のために教育課程を必要に応じて見直しを行いながら教育活動を行っている。科目及び授業でカバーすべき学習範囲・内容を定める基準や授業方法等は、養成校指定規則に基づいて、カリキュラム及びシラバスにある程度は定めてあるものの、業界の求める最新の知識技術や、これから必要となってくるトピックの採用には、最先端の現場での業務を熟知されている学校外部の業界関係の方々の意見を求める必要がある。また、学生の習熟度合いを考慮し、到達目標まで指導する上でも外部の方々の意見が必要である。それらのために教育課程編成委員会を組織し、求められる教育内容の編成と授業内容・授業方法についての検証・検討を行う必要があると考える。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

学校長の指揮の下、教育課程編成委員会を置く。学則では、第9条に「教育課程」について、学校長が必要と認めた場合は授業科目及び単位数を追加できるとあり、その方針に則り、当委員会を開催し、教育課程の編成や授業内容・授業方法についての検討を行う。教育課程編成委員会での結果をもとに、学科運営会議にて教育課程について検討を行う。授業科目や単位数の変更などの場合は、①学校運営会議で承認 ②法人の理事会に提出、承認 ③変更申請を行い、変更許可後、実施。申請等の必要のないものは①来年度事業計画にて法人に提出 ②承認後実施となる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
今井 可奈子	公益社団法人 三重県看護協会 常任理事	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	①
福田 晶子	三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿厚生病院 看護部長	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	③
岸田 美奈	卒業生(同窓会会長)	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	
藤田 泰樹	大橋学園高等学校 校長	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	
尾崎 郁子	ユマニテク看護助産専門学校 校長	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	
堀 重信	ユマニテク看護助産専門学校 学科長	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	
松林 秀樹	ユマニテク看護助産専門学校 事務長	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	
溝田 智也	ユマニテク看護助産専門学校 副事務長	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (12月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和元年12月11日(水)15:00～16:20

第2回 令和2年3月18日(水)14:30～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

- ①現状での授業評価や見直しは担当者個人任せであり、他の教員と情報共有ができていない状況にあるため、授業評価及び実習評価のアンケートを実施する運びとなった。
- ②委員より在学生の学力の低下対策の提案を受け、令和2年度の入学生より実施している入学前課題をより充実させるために入学が決まり次第複数回実施することとする。また、1年時より実施している数学の補講も継続実施していく。
- ③現代、チーム医療の推進や他職種との役割分担・連携の進展が想定されている。学生時代にその能力を身につける目的のために「看護の統合と実践Ⅰ(多職種連携)」授業計画を立てた。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①本学科の臨地臨床実習施設として認可されている施設にて行う。
- ②本学科が作成した実習指導要項を基準に学生指導を行う。
- ③実習期間中は本学科の教員が引率指導をし、臨床臨床指導者との連携を図る。
- ④指導者会議を必要に応じて開催し、課題・指導方法・感染対策などの情報共有をする。
- ⑤実習ごとに誓約書を交わし守秘義務は順守する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習では、臨床実習指導者と連携を取り学生を指導する。まずは見学から初めて、レポートを作成し、臨床実習指導者若しくは教員が立ち合いの基に看護援助を実施する。また各領域では臨床実習指導者や教員に教示を受けて看護過程を用いた看護援助を提供する。さらにすべての提出される記録やレポートは教員が添削し修正を重ねより良い看護の提供に導く。評価は、臨床実習指導者と協議しながら実習期間中に形成評価をし、実習終了時には最終評価をする。学生には総合評価として臨床実習指導者と引率教員が付けた評価を提示して当該実習をフィードバックさせる。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学を教育内容とする分野で、各基礎看護学及び在宅看護論の基礎となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とし、演習を強化した内容とする。更にコミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化し、看護師として理論的な判断をするための基礎的能力を養う。	遠山病院、永井病院、鈴鹿回生病院、四日市羽津医療センター
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学を教育内容とする分野で、各基礎看護学及び在宅看護論の基礎となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とし、演習を強化した内容とする。更にコミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化し、看護師として理論的な判断をするための基礎的能力を養う。	遠山病院、永井病院、鈴鹿回生病院、四日市羽津医療センター、富田浜病院
成人看護実習Ⅰ	成人期にある人の特徴を捉え、健康維持・増進及び健康障害時における健康上の諸問題を統合的に把握し成人各期の対象に対する看護を展開していけることができる能力を養うことを目標としている。	鈴鹿回生病院他
看護の統合と実践実習	基礎分野・専門基礎分野・専門分野Ⅰ・専門分野Ⅱまでに学習した内容の知識や技術を全て統合し、卒業後、臨床現場にスムーズに適応できるよう臨床の実務に近い看護の内容や方法を学ぶ分野である。つまり、臨床現場で、臨床の実務に近い看護を提供する内容とする。	遠山病院、永井病院、鈴鹿回生病院、富田浜病院

### 3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

#### (1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

みえ大橋学園研修等に係る諸規定に基づき、教育目標を達成するに必要な指導力と専門技術をもつ教員を育成するために、指導力研修及び専門技術研修を年次計画の中で実施していく。

指導力研修については、教員が授業及び学生に対する指導力等の向上ができるよう校内研修の計画と校外研修への積極的参加を促している。

専門技術研修については、専門に応じて校外で行われている各団体の研修等へ積極的に参加できるよう取り組んでいる。

#### (2) 研修等の実績

##### ① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:「ユマニテック医療福祉大学教職員研修会」(連携企業等:ユマニテック医療福祉大学)

期間:2020年3月9日(月)対象:看護学科専任教員名参加8名

内容:認知行動療法について

研修名:「三重県看護連盟研修会」(連携企業等:三重県看護連盟)

期間:2019.9.7(土)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:人を感動させるコミュニケーションの極意を学ぶ

研修名:「フィジカルアセスメントセミナー」(連携企業等:照林社)

期間:2019.7.20(土)対象:看護学科専任教員2名参加

内容:フィジカルアセスメントセミナー

研修名:「思春期保健指導セミナー」(連携企業等:三重県産婦人科医会)

期間:2020.2.11(火)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:十代の性を守り育てる

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:「三重県学校長会研修」(連携企業等:三重県学校長会)

期間:2019年11月23日(土)対象:看護学科専任教員名参加

内容:これからの看護基礎教育について

研修名:「学研ナーシングセミナー」(連携企業等:学研)

期間:2019.4.7(日)対象:看護学科専任教員2名参加

内容:看護師国家試験分析レポート&受験対策セミナー

研修名:「さわ研究所春期教員セミナー」(連携企業等:さわ研究所)

期間:2019.4.21(日)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:看護師国家試験分析レポート&受験対策セミナー

研修名:「看護教員実力アップセミナー」(連携企業等:照林社)

期間:2019.4.21(日)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:カリキュラム評価&開発

研修名:「日本看護学校協議会学校長会」(連携企業等:日本看護学校協議会)

期間:2019.5.28(火)~29(水)対象:看護学科専任教員名参加

内容:これからの看護行政、カリキュラムの評価と開発

研修名:「三重県専任教員養成講習会」(連携企業等:看護協会)

期間:2019.6.3(月)~1.31(金)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:看護教員に必要な知識・技術の習得

研修名:「日本看護学校協議会東海北陸ブロック研修会」(連携企業等:日本看護学校協議会)

期間:2019.7.6(土)対象:看護学科専任教員2名参加

内容:クリティカルに考える看護師を育成する

研修名:「日本看護学校協議会教務主任養成講習会」(連携企業等:日本看護学校協議会)

期間:2019.7.22(月)~8.21(水)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:看護学校教育課程開発、看護学教育方法と評価対面授業(演習)

研修名:「看護教員継続研修第1回ラダー研修」(連携企業等:三重県看護学校校長会)

期間:2019.8.17(土)対象:看護学科専任教員9名参加

内容:看護教育におけるアクティブラーニング

研修名:「日本看護学校協議会第2回教育研修会」(連携企業等:日本看護学校協議会)

期間:2019.8.5(月)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:教育実践能力の強化、看護学校の授業づくり

研修名:「日総研ケース別対策」(連携企業等:日総研)

期間:2019.8.8(木)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:困った学生の「聞かない」「覚ええない」「動かない」を何とかしよう

研修名:「日本看護学校協議会 学会」(連携企業等:日本看護学校協議会)

期間:2019.8.22(木)~24(土)対象:看護学科専任教員2名参加

内容:看護基礎教育の力で未来を切り拓く、演題発表

研修名:「看護過程の適切な展開方法と根拠がある指導法」(連携企業等:日総研)

期間:2019.10.20(日)対象:看護学科専任教員名参加

内容:看護過程とは他

研修名:「看護教員継続研修」(連携企業等:三重県看護学校校長会)

期間:2019.12.14(土)対象:看護学科専任教員名参加

内容:看護教育におけるシミュレーション教育

研修名:「副学校長・教務主任会」(連携企業等:日本看護学校協議会)

期間:2019.12.17(火)~18(水)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:カリキュラム評価・開発等

研修名:「私学連携協議会三重」(連携企業等:私学連携協議会)

期間:2019.12.24(火)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:FD・SD交流会

研修名:「教員向けセミナー」(連携企業等:東京アカデミー)

期間:2020.3.16(月)対象:看護学科専任教員1名参加

内容:看護師国家試験対策

### (3) 研修等の計画

#### ① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:「三重県助産師職能交流会」(連携企業等:三重県看護協会)  
期間:2020.12.6(日)対象:看護学科専任教員1名参加  
内容:母体救命

研修名:「衛生管理マニュアル説明会」(連携企業等:)  
期間:2020.8.27(木)対象:看護学科専任教員3名参加  
内容:コロナ感染症に関する衛生管理マニュアル

研修名:「シナリオ研修会」(連携企業等:京都化学)  
期間:2020.8.28(金)対象:看護学科専任教員3名参加  
内容:シナリオの説明会

#### ② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「ユマニテック医療福祉大学校勉強会」(連携企業等:ユマニテック医療福祉大学校)  
期間:2020.4.6(月)対象:看護学科専任教員5名参加  
内容:Zoomを活用したライブ配信授業の勉強会

研修名:「ユマニテックプラザ勉強会」(連携企業等:ユマニテックプラザ)  
期間:2020.4.24(金)対象:看護学科専任教員4名参加  
内容:Zoomを活用したライブ配信授業の勉強会

研修名:「Glexa説明会」(連携企業等:東洋電機)  
期間:2020.5.11(月)対象:看護学科専任教員5名参加  
内容:電子コンテンツの一元化について

研修名:「Glexa説明会」(連携企業等:東洋電機)  
期間:2020.5.15(金)対象:看護学科専任教員13名参加  
内容:電子コンテンツの一元化について

研修名:「チエルオンラインセミナー」(連携企業等:東洋電機)  
期間:2020.5.26(火)対象:看護学科専任教員8名参加  
内容:オンライン授業で学びを止めない方法

研修名:「令和2年度第1回助産師職能委員会」(連携企業等:看護協会)  
期間:2020.5.27(水)対象:看護学科専任教員1名参加  
内容:令和2年度の活動など

研修名:「看護教育WEBセミナー」(連携企業等:メディックメディア)  
期間:2020.5.29(金)対象:看護学科専任教員3名参加  
内容:国家試験対策

研修名:「看護教育WEBセミナー」(連携企業等:メディックメディア)  
期間:2020.5.30(土)対象:看護学科専任教員1名参加  
内容:国家試験対策

研修名:「Glexa説明会」(連携企業等:東洋電機)  
期間:2020.6.11(木)対象:看護学科専任教員12名参加  
内容:管理者向け研修会

研修名:「日本看護学校協議会教務主任養成講習会」(連携企業等:日本看護学校協議会)  
期間:2020.7.20(月)対象:看護学科専任教員1名参加  
内容:リーダー論演習

研修名:「日本看護学校協議会東海北陸ブロック研修会」(連携企業等:日本看護学校協議会)  
期間:2020.8.2(日)～3(月)対象:看護学科専任教員1名参加  
内容:新カリキュラム編成のための研修会

研修名:「三重県看護教員継続研修」(連携企業等:三重県看護学校校長会)  
期間:2020.8.8(土)対象:看護学科専任教員6名参加  
内容:臨床判断能力

研修名:「日本看護学校協議会 学会」(連携企業等:日本看護学校協議会)  
期間:2020.8.25(火)対象:看護学科専任教員9名参加  
内容:学会研修(インターネット配信)

研修名:「Glexa勉強会」(連携企業等:東洋電機)  
期間:2020.9.9(水)対象:看護学科専任教員4名参加  
内容:事例紹介など

研修名:「第110回看護師国家試験対策セミナー」(連携企業等:学研)  
期間:2020.9.18(金)対象:看護学科専任教員1名参加  
内容:秋からの学生指導法

研修名:「三重県看護連盟看護管理者研修」(連携企業等:看護連盟)  
期間:2020.10.10(日)対象:看護学科専任教員1名参加  
内容:今を生き抜く看護管理者

研修名:「三重県看護学校校長会研修」(連携企業等:三重県看護学校校長会)  
期間:2020.11.23(月)対象:看護学科専任教員2名参加  
内容:ICT教育について

研修名:「看護教員継続研修第2回リーダー研修」(連携企業等:)  
期間:2020.12.12(土)対象:看護学科専任教員名参加  
内容:授業設計

研修名:「日本看護学校協議会教務主任養成講習会」(連携企業等:日本看護学校協議会)  
期間:2020.12.21(月)~24日(木)対象:看護学科専任教員名参加  
内容:リーダー論演習

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教育目標と学校運営の方針等を明らかにし、それに照らして日々の活動の適切性について学校評価・自己評価を行う。公表された学校評価・自己点検について、業界関係者及び学校運営責任者等による学校関係者評価を行う。また、公表したことで得た意見を十分に活かしつつ学校改善を行い、それを自己点検・自己評価する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	I 教育理念・目的・II 教育目標
(2) 学校運営	III 教育課程・経営・V 経営・管理過程
(3) 教育活動	III 教育課程・経営・IV 教授・学習・評価過程
(4) 学修成果	VII 卒業・就職・進学・IX 研究
(5) 学生支援	V 経営・管理過程
(6) 教育環境	III 教育課程・V 経営・管理過程
(7) 学生の受入れ募集	VI 入学
(8) 財務	V 経営・管理過程
(9) 法令等の遵守	V 経営・管理過程
(10) 社会貢献・地域貢献	VIII 地域社会/国際交流
(11) 国際交流	VIII 地域社会/国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

- 外部委員より、「自己点検・自己評価は養成所の教育理念・目的・目標の維持、改善につながるように機能しているか。」の項目についての質問に対して今後は反映できる体制にしておく。
- 外部委員より、「外国人受け入れ態勢について、学校として態勢が整っているのであれば小評価1は適当でないのではない」と指摘をうけ評価の見直しを行った。
- 「IV 教授・学習・評価過程 項目37」において、授業評価や見直しは個人任せにしてあり、他の教員と情報共有ができておらず、システムが稼働していない状況にあるため、早急に検討・改善する。また、今後、臨床実習アンケート(領域別)を学生にとらせ、学生の声を見ながら実習の見直しなどを行い、少しでも学生の不安面・不満面を取り除けるような実習に取り組んでいく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
今井 可奈子	公益社団法人 三重県看護協会 常任理事	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	業界団体
福田 晶子	三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿厚生病院 看護部長	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	企業等役員
岸田 美奈	卒業生(同窓会会長)	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	卒業生
藤田 泰樹	大橋学園高等学校 校長	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日(6ヵ月)	校長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL: <http://www.humanitec-nmc.jp/>

公表時期: 令和2年10月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「地域貢献と信頼される学校」となるために情報公開する。専門学校における情報提供等への取り組みに関するガイドラインに則り、学校情報を企業等の外部の方に提供することで、本校に対する理解を深める。また、情報を可能な限り可視化することで学校に関する意見などを出しやすくし、さらなる企業等の連携を強化したい。入学希望者・保護者及び高等学校の教員へも必要な情報を提供し、学校選びの参考としていただく。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	校長名、所在地、連絡先など
(2) 各学科等の教育	学習の成果としての取得を目指す資格、合格を目指す検定など
(3) 教職員	教員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	実習・実技等の取り組み状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取り組み状況
(6) 学生支援の生活支援	学生支援への取り組み状況
(7) 学生納付金・修学支援	学生給付金の取り扱い(金額、納入時期等)
(8) 学校の財務	資金収支計算書、監査報告書
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果

(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法  
(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他(                    )                    )

URL: <http://www.humanitec-nmc.jp/>

授業科目等の概要

(〇〇専門課程〇〇学科)															
必 修	分類		授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	〇		国語表現法	文章表現といった形式論ではなく、表現に値する何かを日常生活の中から発見し、自分自身を語ることである。そのためには、内容のある書物の熟読玩味、社会に対する鋭い眼差し等、日頃からその視野を広げ、素材を構築していく思考力を養い、それを表現していく機会とする。	1 前	30	1	〇			〇			〇	
2	〇		教育学	看護実践に必要な教養として教育の概念や教育にかかわる姿勢に関してこの単元で学ぶこととする。内容の中心として学習者を刺激し、学習効果を上げるため実際に見た風景をそのまま観察力を身につけることを目標とする。	2 後	30	1	〇			〇				〇
3	〇		情報科学	コンピューターの基礎知識と情報処理の方法を学ばせる。また、プレゼンテーションの仕方やパワーポイントの使い方を学び実際にグループ毎に役割分担をし、発表をする。そして、実際に病院で看護師がどのようにコンピューターを利用しているのかを学ぶ。	2 前	30	1	〇			〇				〇
4	〇		生命倫理	「人間とは何か」という根本的な問いに立ち返ることによって、人間の本来あるべき姿について考える。看護の対象である人間を考えること、また、人間の援助について考えることとする。更に外国と日本の医学、看護を学ぶことにより、風土・民族の等文化の内容も考え、患者理解において新たな視点を養うこと。現在、問題になっている生命倫理についても事例を通して学ぶ。	2 後	30	1	〇			〇				〇
5	〇		発達心理学	この授業では、人間の「こころ」の働きを学習し、日常生活の身近な出来事として理解できるようになることが目標である。また、心理テストなどを通して実践的な内容についての理解も深めていく。授業を通して自分自身や日々の行動について深く考える機会を提供する。	1 後	30	1	〇			〇				〇
6	〇		社会学	社会学を学ぶことにより、より深く医療を理解する上で役立つことを目標としている。この単元では、社会学の基本的理念、個人と社会、社会と文化などを学び、社会的なもの見方、考え方を身につけていくこと。また、看護師として、直接関連する病院の役割としても考える。	1 前	30	1	〇			〇				〇

7	○		人間関係論	看護を含めた援助において、専門職の人との密接な人間関係の上に成り立っているため、知識と技術を身につけていくことが重要である。ここでは、基礎的知識や技術、看護領域においてのトピックスを重点的に取り上げ看護実践に役立てていく機会とする。	1 前	30	1	○		○		○
8	○		カウンセリング理論	医療・看護・福祉・心理などの様々な領域において根拠という概念だけでなく、近年、物語という概念が重要視されるようになってきている。疾患だけをみるのではなく、「病を負った人」をみることの必要性が再認識されてきている。この授業では、患者やその家族への理解を深めるために、カウンセリングに関する理論について広く学び、ロールプレーをすることによって、更に理解を深めていく。	2 前	30	1	○		○		○
9	○		基礎英語	健康について学びながら、それを伝える手段としての英語を使う力を伸ばすことを目的としている。	1 前	30	1	○		○		○
10	○		英会話	診察、治療がスムーズに進むよう、日本語を良く理解しない外国人の患者と英語でコミュニケーションをとり、看護師としてのその役割を果たせる英語力を身につける。(国際社会に対応できる基礎英語を身につけ、看護に必要な英語力を養う)	2 前	45	2	○		○		○
11	○		レクリエーション体育理論	レクリエーションとは、遊びながら価値を引き出し、生活を活性化することであると言われている。本授業では、スポーツを用いた遊びから、喜びや爽快感、達成感を引き出していきたいと考えている。また、スポーツや遊びは、仲間のとのコミュニケーション作りを育む手段の一つである。スポーツや遊びを体験することによって自ら喜びや爽快感、達成感を得て、更に今後、社会に出ても実践することができるようになることを目標とする。ただ単に運動をするのではなく、運動が体に及ぼす効果についても学習し、運動の役割を理論的に深く理解することを目指す。	1 前	45	2	○	○	○	○	○
12	○		解剖生理学Ⅰ	生命を維持するために、健常人の構造や機能がどのように構成され、営まれているのかを理解する。このような人体の諸機能の習得は、臨床的に対象となる異常(病気)を理解する上で基本となるため、多角的に理解することが重要である。この授業では、人体の構造と機能を系統的に学ばせる。	1 前	30	1	○		○		○
13	○		解剖生理学Ⅱ	生命を維持するために、健常人の構造や機能がどのように構成され、営まれているのかを理解する。このような人体の諸機能の習得は、臨床的に対象となる異常(病気)を理解する上で基本となるため、多角的に理解することが重要である。この授業では、人体の構造と機能を系統的に学ばせる。	1 前	30	1	○		○		○
14	○		解剖生理学Ⅲ	生命を維持するために、健常人の構造や機能がどのように構成され、営まれているのかを理解する。このような人体の諸機能の習得は、臨床的に対象となる異常(病気)を理解する上で基本となるため、多角的に理解することが重要である。この授業では、人体の構造と機能を系統的に学ばせる。	1 前後	30	1	○		○		○

15	○		生化学	栄養素は人体内で代謝され、人体をつくる材料になったり、生活のエネルギーになる。また、人体内で生じた代謝産物の排泄についても理解することを目標としている。	1 前	30	1	○			○				○		
16	○		病理学	総論として、病因と病変の特徴、発生機序を理解し病理学各論に応用できる基礎的知識を身につける。特に、腫瘍、奇形、炎症、循環障害などを中心とした学習をする。	1 前	30	1	○			○					○	
17	○		病態生理学Ⅰ	病理学をもとに微候論と各系統別疾患の病態生理、症状、診断と機能の異常を理解し、更に各疾患についての検査、治療について学ぶ。	1 前後	45	2	○			○					○	
18	○		病態生理学Ⅱ	病理学をもとに微候論と各系統別疾患の病態生理、症状、診断と機能の異常を理解し、更に各疾患についての検査、治療について学ぶ。	1 前後	60	2	○			○					○	
19	○		病態生理学Ⅲ	病理学をもとに微候論と各系統別疾患の病態生理、症状、診断と機能の異常を理解し、更に各疾患についての検査、治療について学ぶ。	2 前	30	1	○			○					○	
20	○		病態生理学Ⅳ	病理学をもとに微候論と各系統別疾患の病態生理、症状、診断と機能の異常を理解し、更に各疾患についての検査、治療について学ぶ。	1 後	30	1	○			○					○	
21	○		薬理学	総論では、薬理学の進歩に伴い、断片的な知識を明記しがちになっている。そのため、薬理学から得た知識を看護の実際に活かせることを目標としている。ここで、薬の作用やその影響、適用、処方の実際と看護について学ぶ。更に看護師が日常業務の中で、薬を取り扱う場面は多く誤薬により医療過誤につながる可能性が高い。そのため、薬理の作用、副作用、機序について詳しく学び、薬理学から得た知識を看護の実際に活かせるようにする。	1 前	60	2	○			○					○	
22	○		栄養学	栄養に関する基本的な知識を身につけ、自分の中で十分消化した上で、個々の状態に合わせた適切なアドバイスができるようにすることを目標とする。	1 前	30	1	○			○						○
23	○		微生物学	近年、国際交流の活性化、食生活の多様化、性の解放等で我が国には存在しなかった振興感染症や過去に流行した再興感染症が流行するようになってきた。このような状況や背景を理解し、的確に対応することが求められている。そのためには、微生物の生活圏での分布、増殖性並びに性質、感染症、病原性等微生物の基本について理解し、感染の特性を知り、蔓延防止対策、ワクチンによる予防法等の対策について知識を深める。	1 前	30	1	○			○					○	
24	○		医学概論	医学と何か、正しい医学・看護学を人々のために役立てる医療とは何か、医学の目指すものはなにかを理解し、看護の基礎となる真の医学の姿と、あるべき医療の姿を捉える。	1 前	15	1	○			○						○
25	○		保健医療論	「医学・医療とは何か。現代医療はどのように実践され、どのような問題を抱えているか」を理解させる。この授業では、医療の歴史・体系・機能などを理解させ、現代医療における専門職業人としてのモラルを考えさせる。	1 前	15	1	○			○						○

26	○		公衆衛生学	公衆衛生活動についての基本的な考え方を理解させ、組織的な保健活動について学ばせる。	2 前	15	1	○			○			○
27	○		社会福祉	社会福祉は生活問題に対応し、国民の生存権を保障する施策及び活動となっている。そのため、社会福祉の認識を深め、内容を正しく理解することが重要である。ここでは、社会福祉をめぐる基礎的知識の習得と共に生活問題に直面している人々についても理解を深めることや障害福祉についても理解することを目標としている。	2 後	30	2	○			○			○
28	○		関係法規	看護に関連する法規を理解し、また、法律について認識を持ち、法規に基づいた活動を学ぶことにする。また、医療過誤の問題に対しても、理解を深めることとする。	3 後	15	1	○			○			○
29	○		看護学概論	看護学を構成している要素として4つの概念を捉えさせ、また、保健医療の中での看護の位置づけと役割を理解し、更に専門性について学ぶ。そして、専門的職業人として倫理的問題を認識し、より良い実践者としての態度を養うことを目標としている。	1 前	30	1	○			○			○
30	○		共通援助技術Ⅰ	看護専門職として、必要な基本的姿勢と態度を養うこと、特にコミュニケーション技術を実際に実施し学ぶことを目標としている。(ロールプレイング含む)更に生体機能管理技術を習得し、今の状態を知り、根拠に基づく看護を実践できることを目標としている。	1 前	30	1	○	○		○			○
31	○		共通援助技術Ⅱ	看護専門職として、必要な基本的姿勢と態度を養うこと、特にコミュニケーション技術を実際に実施し学ぶことを目標としている。(ロールプレイング含む)更に生体機能管理技術を習得し、今の状態を知り、根拠に基づく看護を実践できることを目標としている。	1 前	30	1	○	○		○			○
32	○		共通援助技術Ⅲ	看護を過程するプロセスに必要な知識、つまり、情報・アセスメントや問題の明確化(看護診断)、優先度の判断、方法の選択、対象の反応の確認や評価について理解し、看護の過程における思考の方法(科学的思考)を習得させる。	1 後	30	1	○	○		○			○
33	○		日常生活援助技術Ⅰ	対象のセルフケアレベルに応じた生活の援助ができるための基本的技術を習得させる。	1 前	30	1	○	○		○			○
34	○		日常生活援助技術Ⅱ	対象のセルフケアレベルに応じた生活の援助ができるための基本的技術を習得させる。	1 前	30	1	○	○		○			○
35	○		日常生活援助技術Ⅲ	対象のセルフケアレベルに応じた生活の援助ができるための基本的技術を習得させる。	1 前	30	1	○	○		○			○
36	○		回復促進援助技術Ⅰ	対象の健康レベルにおいて、健康を支える看護技術の基本的を習得させる。	1 後	30	1	○	○		○			○
37	○		回復促進援助技術Ⅱ	対象の健康レベルにおいて、健康を支える看護技術の基本的を習得させる。	2 後	30	1	○	○		○			○
38	○		臨床看護総論	健康障害をもつ対象を理解し、健康障害を抱える看護の視点(経過別、主要症状別、治療処置別)と看護の方法を学ぶ。更に、事例演習をし、アセスメントと看護の方法を習得することを目標としている。	1 後	30	1	○			○			○
39	○		基礎看護学実習Ⅰ	学内で習得した基本的技術の応用的実践を学び、対象に合わせた生活を支援する技術の実践とその考え方を学ぶ。	1 後	45	1				○			○

40	○		基礎看護学実習Ⅱ	看護過程の授業後のペーパーペーシエント学習を基に、理論的思考過程に基づく看護過程の展開を対象中心に実践していく能力を養うことを目標としている。	2後	90	2				○		○	○	○	○
41	○		成人看護概念と保健	生活者として成人の特徴について学ぶ。また、成人の成長発達の特徴や役割、健康問題、身体的機能の特徴を基に系統別看護の考えを理解し、アセスメントの仕方を学ぶ。そして、成人期における健康障害は生活に焦点をあて「生活習慣」「職業」「更年期」「生活とストレス」などを学習していくことを目標としている。	1後	30	1	○			○				○	
42	○		成人看護の方法Ⅰ	急性期・慢性期・回復期・リハビリ期・終末期にある対象とその家族に必要な援助の方法を理解させる。 急性期においては、手術を受ける人とその家族の特徴を理解させ、術前・術後の看護を学ばせる。そして模擬事例による成人の看護過程を展開させる。(胃ガンの手術を受ける人の看護)(演習含む)	2前	30	1	○	○		○			○	○	
43	○		成人看護の方法Ⅱ	急性期・慢性期・回復期・リハビリ期・終末期にある対象とその家族に必要な援助の方法を理解させる。 急性期においては、手術を受ける人とその家族の特徴を理解させ、術前・術後の看護を学ばせる。そして模擬事例による成人の看護過程を展開させる。(胃ガンの手術を受ける人の看護)(演習含む)	2前後	45	2	○			○				○	
44	○		成人看護の方法Ⅲ	急性期・慢性期・回復期・リハビリ期・終末期にある対象とその家族に必要な援助の方法を理解させる。 急性期においては、手術を受ける人とその家族の特徴を理解させ、術前・術後の看護を学ばせる。そして模擬事例による成人の看護過程を展開させる。(胃ガンの手術を受ける人の看護)(演習含む)	2前	30	1	○	○		○			○		
45	○		成人看護の方法Ⅳ	急性期・慢性期・回復期・リハビリ期・終末期にある対象とその家族に必要な援助の方法を理解させる。 急性期においては、手術を受ける人とその家族の特徴を理解させ、術前・術後の看護を学ばせる。そして模擬事例による成人の看護過程を展開させる。(胃ガンの手術を受ける人の看護)(演習含む)	2前後	30	1	○			○			○	○	
46	○		成人看護の方法Ⅴ	急性期・慢性期・回復期・リハビリ期・終末期にある対象とその家族に必要な援助の方法を理解させる。 急性期においては、手術を受ける人とその家族の特徴を理解させ、術前・術後の看護を学ばせる。そして模擬事例による成人の看護過程を展開させる。(胃ガンの手術を受ける人の看護)(演習含む)	2前	30	1	○			○				○	
47	○		成人看護実習Ⅰ	成人期にある人の特徴を捉え、健康維持・増進及び健康障害時における健康上の諸問題を統合的に把握し成人各期の対象に対する看護を展開していけることができる能力を養うことを目標としている。	3前後	90	2				○		○	○	○	○

48	○		成人看護実習Ⅱ	成人期にある人の特徴を捉え、健康維持・増進及び健康障害時における健康上の諸問題を統合的に把握し成人各期の対象に対する看護を展開していけることができる能力を養うことを目標としている。	3 前後	90	2			○		○	○	○	○	○
49	○		成人看護実習Ⅲ	成人期にある人の特徴を捉え、健康維持・増進及び健康障害時における健康上の諸問題を統合的に把握し成人各期の対象に対する看護を展開していけることができる能力を養うことを目標としている。	3 前後	90	2			○		○	○	○	○	○
50	○		老年看護概念と保健Ⅰ	ライフサイクルの中で、老年期を捉え、加齢に伴う変化や老年の特徴とその健康生活を理解し、老年看護に必要な知識を習得させる。	1 後	15	1	○			○		○			
51	○		老年看護概念と保健Ⅱ	高齢社会における保健・医療・福祉について学び、高齢者の現状と問題点、老人保健法と行政制度を理解した上で、高齢者とそれを支える家族・社会について学ばせる。また、QOLと死についても理解させる。	2 前	15	1	○			○		○			
52	○		老年看護の方法Ⅰ	疾患を持つ高齢者の特徴や看護の基本を学び、具体的な看護展開の方法を見いだすための基礎的知識を習得させる。	2 前	30	1	○	○		○		○	○	○	
53	○		老年看護の方法Ⅱ	高齢者の健康障害の特徴と健康障害にある高齢者のセルフケアレベルについて理解させ、健康障害に応じた看護援助の方法を学ばせる。そして、健康障害をもった高齢者とその家族の看護過程を展開させる。	2 前	30	1	○			○		○			
54	○		老年看護学実習Ⅰ	老年期にある対象と社会環境を理解し、老化の過程における健康の保持増進及び健康障害時の高齢者と家族に必要な看護を実践できる能力を養うことができることを目標としている。	3 前後	90	2			○		○	○	○	○	○
55	○		老年看護学実習Ⅱ	老年期にある対象と社会環境を理解し、老化の過程における健康の保持増進及び健康障害時の高齢者と家族に必要な看護を実践できる能力を養うことができることを目標としている。	3 前後	90	2			○		○	○	○	○	○
56	○		小児看護概念と保健Ⅰ	小児を個として尊重し、小児各期の身体・精神・社会的特徴を理解させる。また、小児の健全育成について、家庭・社会とのかかわりの中から理解させ、更に小児の保健活動の実際について学ばせる。	1 後	15	1	○			○				○	
57	○		小児看護概念と保健Ⅱ	小児を個として尊重し、小児各期の身体・精神・社会的特徴を理解させる。また、小児の健全育成について、家庭・社会とのかかわりの中から理解させ、更に小児の保健活動の実際について学ばせる。	2 前	30	1	○			○		○			
58	○		小児看護の方法Ⅰ	小児期に罹患しやすい疾患を理解し、出現しやすい症状、治療、処置などについてを学ぶ。更小児の入院の影響、入院適応に向けての看護を人的環境・物理的環境、安全管理について学ばせる。	2 前	30	1	○			○				○	
59	○		小児看護の方法Ⅱ	特殊な状況にある小児の看護について理解させ、また、看護技術についても理解させる。そして、小児期における健康上の問題、それに伴う心身の反応、社会生活、家族に及ぼす影響を理解し、回復及び適応への看護援助を習得させる。更に健康障害の段階と成長発達に即した看護過程を展開させる。(演習含む)	2 前	30	1	○			○		○	○	○	

60	○		小児看護学実習	小児の成長・発達過程を理解し、個別的な看護実践に必要な基本的知識・技術・態度を養うことを目標としている。	3 前後	90	2			○		○	○	○	○
61	○		母性看護概念と保健	人間の性を学び、母性・父性の概念を理解させる。また、母性看護の変遷と現状を学ぶことにより、その役割と機能を理解させる。更に母性各期の特徴と発達課題を理解させ、健全な母性機能を果たすための看護活動について学ばせる。また、母性看護の現状・問題を捉えさせようとして、母性機能を促すための保健活動について理解させる。	2 前	30	1	○			○		○	○	
62	○		母性看護の方法Ⅰ	妊産婦及び褥婦の身体・社会・精神的特徴を理解させ、妊娠期・分娩期・産褥期の正常な経過とそれを維持するためについて学ばせる。また、新生児の生理と特徴の理解を深め、新生児の看護について学ばせる。「産む性」を選択した女性の周産期に関して具体的な援助方法を理解することが重要である。その中で、ハイリスクを持つ妊婦・分娩・産褥・新生児については、早期に発見し、対処することが重要である。ここでは、妊娠中に起こりやすい異常やそのリスクについて理解する。また、異常についての予防看護と共に異常が起こった場合の看護を中心に学習させる。	2 前後	45	2	○			○		○	○	
63	○		母性看護の方法Ⅱ	母性看護に必要な援助技術・指導技術を、身につける。また、事例による看護過程の展開を通して、看護の視点で対象をみつめ、生活過程を整えることを実践に移すことができる能力を養うことを目標としている。	2 前後	15	1	○	○			○		○	○
64	○		母性看護学実習	母性の特徴を理解し、妊娠・分娩・産褥期の母性と新生児及びその家族に対して適切な看護を実践できる能力を養うことを目標としている。	3 前後	90	2			○		○	○	○	○
65	○		精神看護概念と保健	脳とこころについて理解し、精神科における援助の特徴と意義を理解させる。 人間のこころの構造と働き、及び精神の発達と健康について理解させ、心理学的な観点から自分自身への理解を深め、自己と他者を客観的に捉える。また、乳幼児から老年期に至るまでの発達を概観し、人間の一生とその中で起きる危機について学ばせる。	1 後	30	1	○			○		○	○	
66	○		精神看護の方法Ⅰ	精神障害者の精神症状の背景には、葛藤や傷ついた体験があり、対象の理解が重要となる。そのため、人間関係における視点を持ち、病気の成り立ちを理解し学習していく。ここでは、精神障害の分類と特徴、治療法を学ばせる。	2 後	15	1	○			○			○	
67	○		精神看護の方法Ⅱ	精神看護の基本となる理論・技術を習得させる。また、精神障害を持つ人の個々の問題を捉えたうえでの日常生活上の援助の方法を理解させる。更に精神機能障害者の特徴及び看護の知識を統合し、臨地実習において、その特徴や精神機能障害者の主たる看護問題に注目した看護過程の展開を理解させる。 (ロールプレー演習含む)	2 前	45	2	○	○			○		○	
68	○		精神看護学実習	精神障害のある対象を理解し、精神障害が患者の日常生活に及ぼしている影響を把握し、看護する能力を養い、実習を通して、一人一人の人間を尊重することへの理解を深めることを目標としている。	3 前後	90	2			○		○	○	○	○

69	○		在宅看護概念と保健Ⅰ	現在、我が国は急速な少子高齢化社会を抑え、保健医療福祉の領域に止まらず社会全体の仕組みの大きな展開期である。そこで、在宅看護の歴史および発展してきた過程を学習し、現在の在り方を学習させる。また、在宅看護の対象の特徴・看護の目的を理解し、在宅看護を必要とする対象の援助と機能・役割を学ばせる。	1後	15	1	○		○		○		
70	○		在宅看護概念と保健Ⅱ	在宅看護を展開する「場」を理解し、提供する「場」による看護内容の違いを理解する。在宅看護の対象は療養者や家族であり、家族を客観的・多角的に捉えることができることを目標としている。	2前	15	1	○		○		○		
71	○		在宅看護の方法Ⅰ	療養者が在宅で療養する意味を理解し、療養者の症状・状態別の状況を学び、日常生活を中心としたした在宅看護援助の基本を理解させる。	2前	30	1	○	○		○		○	○
72	○		在宅看護の方法Ⅱ	我が国の家族の形態が多様化し、家族看護に対するニーズが高まり、その対応をセルフケア機能の視点から理解させる。そして、在宅療養者に対して日常生活の援助の工夫を考えさせる。	2前	30	1	○		○		○		
73	○		在宅看護論実習	地域で生活しながら療養する人々とその家族の生活状況を理解し、在宅における看護の実際について考える能力を養うことを目標としている。	3前後	90	2			○		○	○	○
74	○		看護の統合と実践Ⅰ	医療事故防止に対する看護役割と機能を明らかにしこれらに対応できる基礎的な能力を養うこと、更に卒業時点で看護専門職として身につけているべき基本的技術を確実に習得し、臨床実践能力の基本を学ぶ。	2後	30	1	○	○		○		○	
75	○		看護の統合と実践Ⅱ	事例を通して、各看護学で学んだ知識と技術を想起し、実際に実施することを目標としている。(OSCE・・・客観的臨床能力試験を利用)	3後	30	1	○	○		○		○	
76	○		卒業看護研究	既習の知識や文献を活用し、研究テーマを設定。資料収集、調査、分析、考察を行い、論述する。これらの一連の過程を通して、論理的思考や科学的問題解決能力を養い、看護における問題解決に取り組む基礎的な能力を培うとともに、研究方法、論文の書き方など基本を習得する。	2後	30	1	○	○		○		○	
77	○		看護管理	看護分野における国際協力など、看護の役割と課題について考える。更に災害については、災害看護の歴史を展望し、救護体制、看護活動の特殊性と役割について学ぶ。そして、看護専門職として、管理に関する基礎的知識や技術を習得し、看護管理上の問題を解決する方法を学ぶ。	2後	30	1	○	○		○		○	○
78	○		看護の統合と実践実習	看護チームの一員という視点から、複数の患者に対する援助とマネジメント、病棟管理など看護の知識と実勢の援助の統合を図ることを目標としている。	3前後	90	2			○		○	○	○
合計				78科目	3,000単位時間(98単位)									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>卒業要件：            設定した全ての科目を履修・修得したものに卒業を認定し、専門士を授与している。            卒業認定は卒業判定会議にて下記事項について、全て満たしているかを審議し、判定する。            ①各科目、規定時間の3分の2以上を出席している            ②各科目、成績評価基準に達している            各学年で履修すべき科目の試験を実施し、各科目における知識や技術の習得度を測り、60点以上の成績を修める。            ③学費納入が完了している</p> <p>履修方法：            1年間の授業は前期・後期の2期に分かれて行い、前期・後期で全科目の試験を実施し、各科目で学修成果に基づき、下記の内容で100点満点の点数で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習科目                看護の基礎技術を臨地実習にて、その他出席率、実習態度も加味し、実習指導者の総評も共有の上、反映して総合的に評価。</li> <li>・講義科目                筆記試験にて、その他出席率、授業態度も加味し評価。</li> </ul> <p>成績は全科目下記の5段階評価とし、59点以下は不認定とする。            A (100～90) B (89～80) C (79～70) D (69～60) E (59～不認定)</p> <p>年度末に卒業・進級判定会議を行い、卒業・進級認定条件に基づき、履修を認定する。</p>	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	23週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。